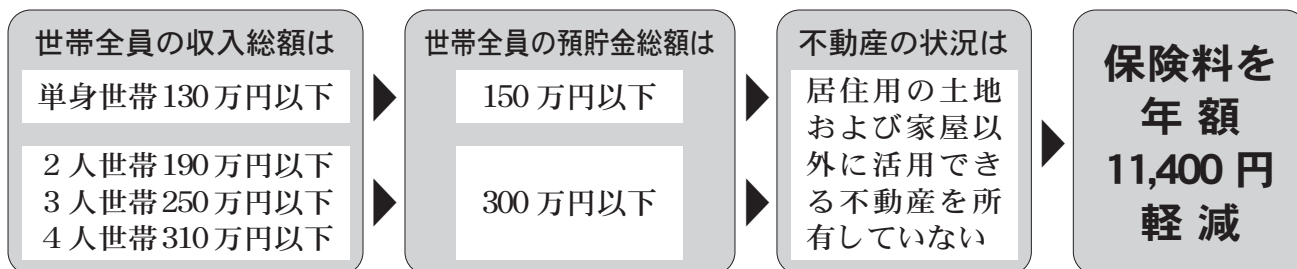


介護保険料軽減の対象に該当しませんか

市は、本年度も独自に、第1号被保険者(満65歳以上)の介護保険料の軽減を行います。
 保険料の段階が第3段階の方で、下記の要件に該当する方は、保険料の軽減の対象となります。また、課税年金収入がない第3段階の方は、所得の申告をすることで、第2段階に該当する場合があります。



該当する方は 申請を

- 申請に必要なものは
 - 本人の印鑑
 - 平成19年中(1月～12月)の世帯全員の収入がわかるもの
(年金の支払通知、所得税の源泉徴収票、確定申告書などの写し)
 - 世帯全員の全ての預貯金通帳またはその写し
 - 平成20年度介護保険料納入(付)通知書(7月中旬発送予定)
 - 申請の手続きは
7月23日(水)から市高齢・介護室、北村・栗沢支所保健福祉課で
 - 軽減の決定通知は
申請した月の翌月に軽減の決定内容(非該当も含む)をお知らせします
- 問合せ先 市高齢・介護室介護保険係

後期高齢者医療(長寿医療)制度のお知らせ

後期高齢者医療(長寿医療)被保険者の皆さんへ、平成19年中の収入をもとに計算した、平成20年度の保険料額を通知します。

▶年金から保険料が差し引かれている(特別徴収されている)方

4月に仮徴収額決定通知書を送付し、4・6・8月に特別徴収する保険料をお知らせしましたが、今回送付する保険料額決定通知書では、10・12月と平成21年2月の年金から差し引かれる保険料をお知らせします。

H18年よりも H19年の収入が増えた方	4・6・8月の仮徴収額よりも、10・12月と平成21年2月の保険料が増える場合があります、納付書での納付に変更となることがあります
H18年とH19年で 収入が変わらない方	4・6・8月の仮徴収額とほぼ同額を納めます
H18年よりも H19年の収入が減った方	4・6・8月の仮徴収額よりも、10・12月と平成21年2月の保険料が減る場合があります、仮徴収額のみで納付が終了となる場合があります

▶年金から保険料が差し引かれていない方(納付書を送付します)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書で納める方				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
10月から特別徴収になる方				1期	2期	3期	特別徴収 4期		特別徴収 5期		特別徴収 6期	

現在国では、新たな軽減措置や経過措置などを検討しています。
 今後、保険料や納め方など、変更があった場合は、改めてお知らせします。

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係